

遺言書と異なる遺産分割協議

被相続人が作成した遺言書と違う遺産分割をすることも、法定相続人全員で遺産分割協議をすれば可能とされています。そのような遺言書と異なる遺産分割協議は、下記の条件を満たせば有効とされています。

- ① 被相続人が遺言と異なる遺産分割協議を禁じていないこと
- ② 相続人全員が、遺言の内容を知った上で、これと違う分割を行うことについて同意していること
- ③ 相続人以外の方が受遺者である場合には、その受遺者の同意もあること
- ④ 遺言執行者がいる場合には、遺言執行を妨げないか、もしくは、遺言執行者の同意があること

遺言と異なる遺産分割協議と登記

遺産分割の指定をしている遺言の場合、例えば、「A不動産は長男に相続させる」という遺言がある場合に、相続人である長男と二男が話し合っ、A不動産は二男が相続し、B不動産を長男が相続すると決めたとします。A不動産は、被相続人の死亡の瞬間から、長男のものになっており、その後の話し合いで別の相続人が取得することは、相続人間の「贈与」もしくは「交換」と解釈されます。

これを登記する場合には、まず、長男に「相続」を原因とする所有権移転登記を行い、その後、二男に「交換」または「贈与」を原因とする所有権移転登記をするという二段階の登記手続きが必要になります。

また相続分の指定をしている遺言の場合、例えば、相続人が長男と二男の2人の事例で、「相続割合を長男は3分の2、二男は3分の1とする」というように、「相続分の割合」を決めている遺言の場合、遺言を守るとしても、長男と二男は、その相続割合に従って、どうやって遺産を分けるかを協議する必要があります。その協議の中で、遺言と異なる内容が決められても、それが、上記①～④の条件を満たしていれば有効な遺産分割協議となります。

相続分の指定をしている遺言の場合にも、遺言と異なる遺産分割協議書によって、相続を原因とする所有権移転登記を行うことができます。

遺言と異なる遺産分割協議と税金

受遺者が被相続人の配偶者、1親等の血族(親、子、代襲相続した孫)以外の人である場合、相続税額は、通常の相続税額の2割増しです。遺言と異なる遺産分割協議の場合は、相続税の計算においては、遺言と異なる遺産分割協議を行った場合でも、わざわざ贈与や交換であると考えする必要はなく、基本的には、通常の遺産分割協議を行った場合の相続税の計算と同じとされています。

例外として、相続人ではない特定受遺者がいる場合には注意が必要です。例えば、遺言書では、A不動産を遺贈されていたにもかかわらず、相続人との話し合いによって、B不動産を取得することになった場合には、相続人ではない特定受遺者は、A不動産をもらう権利はありますが、そもそも遺産分割協議に参加する権利がないため、「遺産分割協議に参加して、A不動産ではなくB不動産をもらう」という事態が想定できず、「B不動産を相続で取得した」とは解釈できないのです。そのため、相続人ではない特定受遺者は、A不動産の遺贈を受けた後に、B不動産と「交換」したと扱わざるを得ないとされています。「交換」の場合は、譲渡益に所得税が課税されますが、土地建物を交換したときの特例を適用できる場合もあります。

